

①契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

②契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者。

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者。

（6） 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

（7） 次のうち、いずれかに該当する技術であること。

ア 内閣府、文部科学省、経済産業省が実施する研究開発事業において研究された、または現在研究が進められている技術（例えば、SIPやSBIR制度に係る事業など）

イ 情報通信研究機構、防災科学技術研究所、福島イノベーション・コースト構想推進機構において研究された、または現在研究が進められている技術

ウ 内閣府「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」に登録している技術

（8） 本応募資格にない者の提出書類等は、無効とする。

7. 応募条件 なし
8. 成 果 物 企画提案書のとおり
9. 応募提出書類 企画競争提案要項による
10. 応募書類提出先 〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
総務省消防庁総務課技術戦略室
11. 問い合わせ先 総務省消防庁総務課技術戦略室
担当者：岩井
電話：03 - 5253-7541
E-mail アドレス gisei2@ml.soumu.go.jp
12. その他 公募説明会については実施しない。
応募者は、応募提出書類の提出をもって前記6（5）及び（6）の規定に該当しないことを誓約し、かつ消防庁の求めに応じ、応募者の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、及び当該名簿等に含まれる個人情報の提供につき同意したものとみなすものとする。